

聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則及び香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第50号

聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則及び香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則（聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正）

第1条 聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年香川県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（聴聞調書及び報告書の記載事項等）</p> <p>第11条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>（1）～（11）略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（口頭による弁明の記録）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 弁明記録者は、次に掲げる事項（口頭による弁明の日時において弁明が行われなかった場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した調書を作成しなければならない。</p> <p>（1）～（8）略</p> <p>4 略</p>	<p>（聴聞調書及び報告書の記載事項等）</p> <p>第11条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、<u>主宰者が記名押印しなければならない。</u></p> <p>（1）～（11）略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>主宰者が記名押印しなければならない。</u></p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（口頭による弁明の記録）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 弁明記録者は、次に掲げる事項（口頭による弁明の日時において弁明が行われなかった場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した調書を作成し、かつ、<u>これに記名押印しなければならない。</u></p> <p>（1）～（8）略</p> <p>4 略</p>

第1号様式から第6号様式までの規定中「㊟」及び注を削る。

（香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第2条 香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。